

平成 18 年 12 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. キャッシュ・フロー計算書について

- ・一般事業法人に対するキャッシュ・フロー計算書の開示ニーズと比較して、資金の運用・調達自体をその本質とする金融業においてはキャッシュ・フロー計算書の情報価値は特に小さく、連結ベースの貸借対照表及び損益計算書の開示で足りるものと思われる。全業種に一律に義務付けることは適当でないと考えます。
- ・金融商品取引法において、銀行業の第2四半期会計期間に関する開示については個別財務諸表の開示や監査の義務付け等、一般事業法人対比加重的な対応が求められる見込みである。基準案第46項にも記載があるように、これは業としての特性が斟酌された結果であると思われ、本基準においても上記の本質に対する配慮がなされてしかるべきであると考えます。
- ・開示の適時性・迅速性を重視するのであれば、実務的な負担の大きいキャッシュ・フロー計算書の開示を義務付けるべきではないと考えます。

2. 四半期財務諸表の開示対象期間について

- ・連結損益計算書の開示期間として、期首からの累計期間と四半期会計期間（3か月情報）の双方を要求しているが、基準案第46項に記載があるように「内閣府令で定める事業を行う会社」は、会計処理について「第2四半期の四半

期財務諸表では別途の対応を行うことが必要」とされ、3か月情報に関しては四半期毎の比較可能性が失われることから、開示は不要としていただきたい。

3. セグメント情報の開示について

- ・開示の適時性・迅速性を重視するのであれば、開示対象外とすべきである。
- ・仮に開示対象とする場合には、セグメント別売上高及び営業損益情報は、セグメント別資産関連情報と同様に、前年同期比等において著しい変動があった場合にその概要の開示を求める扱いとすることが妥当な事項である。

セグメント別資産関連情報については、事務負担に配慮がなされ「著しい変動があった場合に」その概要の開示を求めることとされている。しかしながら、セグメント別売上高及び営業損益情報の作成に係る事務負担も決して小さいものではなく、むしろセグメント別資産関連情報の作成に係る事務負担より大きい場合もある。

少なくともセグメント情報の3か月情報の開示は、事務負担の観点から不要または任意とすべきである。

4. 重要な後発事象について

- ・修正後発事象は判断または見積もりに依拠する要因が多く、また、特に金融機関では与信費用の再計算等について実務負担が大きい。したがって、作業期間が限定される四半期開示においては、注記対象外とするか、または修正後発事象に該当する場合であっても非財務情報として開示する範囲を拡大する等の取り扱いとしていただきたい。

5. 四半期決算手続と簡便的な会計処理・四半期特有の会計処理について

- ・四半期決算手続において3つの方式の選択が認められている。このうち「累計差額方式」以外の「四半期単位積上げ方式」「折衷方式」を採用すると四半期財務諸表がそのまま修正されることなく年度決算の一部を構成することになるとも考えられる。これらの方式において「簡便的な会計処理」や「四半期特有の会計処理」を容認すると年度決算の品質低下に直結することが懸念されるため、年度決算との関係についての整理することが必要であると考えられる。

なお、「四半期単位積上げ方式」「折衷方式」において「簡便的な会計処理」や「四半期特有の会計処理」を容認する場合でも、「財務諸表利用者の判断を誤らせない限り」等の要件の程度は「累計差額方式」の場合に比して相当に

厳格に定義・運用されるべきと考える。これらを考慮すると、「累計差額方式」が原則的方法であり、「四半期単位積上げ方式」や「折衷方式」は例外的方法として限定的に容認される位置付けに留めることが適当であると考え。

6. 会計処理の原則及び手続について

- ・「財務諸表利用者に判断を誤らせない限り」簡便的な会計処理によることができるとの記載が数か所あるが、多くの場合、四半期開示の限られた期間で、この要件について作成者が監査人の合意を得ることは困難と思われる。無用な混乱を回避するため、一定の定量的な水準感を示していただきたい。

7. 第4四半期の3か月情報について

- ・基準案第68項の「四半期会計期間ごとの売上高や純損益などの限定的な情報を年度の監査対象外の財務情報として記載することが適当であると考えられる。」との記載は削除されるべきである。

「適当である」と考える理由として、第4四半期の財務情報を米国で開示している点が示されているが、米国以外の国での開示状況や国内における開示ニーズの十分な検証が行われていない状況で、このような考えを記載することは不適切と思われる。

8. 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理

- ・特定の事業を行う会社（金融商品取引法第24条の4の7に定める「上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社」）に関しては、処理基準が別途示されるという認識でよいか確認したい。

また、処理基準の記載にあたっては、「貸倒実績率方式」だけでなく「倒産確率方式」により貸倒見積高を算定する実務があることから、「貸倒実績率等」という表現にしていきたい（金融商品会計基準においても「貸倒実績率等の合理的な方法」とされている）。

- ・貸出債権等を直接償却する場合の会計処理に関して、切放し法、洗替え法の選択の可否、更には、第1四半期、第3四半期は洗替え方式、第2四半期は切放し方式とする処理の選択が可能であることを確認したい。また、四半期決算手続の選択（「四半期積上げ方式」「累積差額方式」「折衷方式」）との関係についても明記していただきたい。

特に、特定業種の第2四半期については特定の会計処理の適用が求められることとなるため、切放し法と洗い替え法の適用等、場合によっては第1、第3四半期と異なる会計処理となる可能性もある。

9. 時価のない有価証券の減損処理について

- ・適用指針案第6項において、時価のない子会社株式及び関連会社株式については、直近の貸借対照表には反映されていない「四半期会計期間末」における資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定した実質価額を、可能な限り四半期会計期間ごとに算定することが望ましいとあるが、ここでいう「四半期会計期間末」とは、当該四半期会計期間末の他、実務上困難な場合などにおいては前四半期会計期間末と解釈することが可能という理解でよいかを確認したい。

企業によっては、多数の子会社・関連会社を有していること、また当該子会社・関連会社が相応の企業規模を有する場合には四半期会計期末の財政状態の把握に時間を要することから、当該四半期会計期間末における資産等の時価評価を反映することは実務上困難である。

10. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項について

- ・適用指針案第81項等において、「当該企業集団又は企業の事業運営にあたっての重要な項目かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する事項」として、「デリバティブ取引の対象物の種類毎の契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益」「リース取引に係る未経過リース料残高相当額、リース資産減損勘定」「担保提供資産の内容及び金額」等が具体的に例示されている。

時価会計を適用し評価差額を損益処理している場合のデリバティブ取引、固定資産に対する割合が継続的に低い場合のリース取引の重要性は乏しいと考えられる等、必ずしも列挙事項について一律に判断すべきものではない。当該列挙事項がすべて重要な事項に該当するかの誤解が生じることがないように、削除を含む記載の見直しを検討いただきたい。

- ・「企業集団または企業の事業運営にあたっての重要な項目」、「前年度末と比較して著しく変動している」についての判断基準、および「適時に正確な金額を把握することができない場合」の「概算額」の考え方について明らかにされるべきである。
- ・当該「重要なその他の事項」として、日本公認会計士協会監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」に記載されている事項が掲げられているが、当該追加情報に該当する事項をすべて記載することは、作成期間に制約がある中では実務上困難である。一定の範囲に限定する必要があると考える。

11. 適用時期について

- ・本基準の適用に当たっては、ぜひとも1年間の経過措置を設けていただきたい。

基準案第70項にあるような3か月情報に限らず、本会計基準・適用指針の内容に沿った上で決算手続の早期化するためには、子会社等を含めた大規模なシステム対応等が必要となる。

本会計基準・適用指針の確定、特定業種における第2四半期の会計基準の確定に暫く時間を要する状況であることを考えると、平成20年度からの実施に向けた対応は時間的な制約が非常に大きいことをご理解いただきたい。

なお、基準案第46項において特定業種の第2四半期の財務諸表は別途の対応を行うことが必要である旨の記載があるが、業種毎に適用される会計基準が異なることにより、財務諸表利用者に誤解を与える可能性もあると思われるため、当該記載は削除することが適当であると考えます。

以 上